

答 申 第 2 2 4 号  
平成18年4月21日

千葉県公安委員会  
委員長 安藤 轟勇 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成17年5月25日付け公委（印警）発第1号による下記の諮問について、  
次のとおり答申します。

記

諮問第293号

平成17年3月12日付けで審査請求人から提起された「平成14年4月6日、印西警察署管内で発生した変死事案のわかる文書」の行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、平成17年1月31日付け印警発第17号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）において不開示とした情報のうち、別表に記載する部分を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

- (1) 事故当時の現場状況と担当警察官の対応並びに事故処置に関する詳細を確認したい。何故なら、突発的事故ではなく何らかの事件に遭遇した可能性が考えられるため。
- (2) 娘の突然死以降、3年余り、死因（事故死と判断した理由を知り得る権利を親は有している）に関し、事故死または事件死どちらとも真実を解明できないままに時間が過ぎ、所轄警察署から始まり、千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）へと真実解明の協力を求め続けてきた。

しかしながら、諮問実施機関の説明書によれば、私の期待を全く裏切る結果となった。

例えば、本件は「変死体の扱い」として処理されているが、「変死体とは、死亡原因が自然死か犯罪に起因するかどうか疑いがある不自然死体をいう」ことから、所轄警察署における当時の事故処置及び処理判断には、到底納得がいかない。

改めて3年前の事故直後を振り返り、また、当該説明書の結果を推察するにつけ、所轄警察署における業務怠慢及び処理に何らかの隠蔽工作があったのではとの疑いを更に強くしている。

今後、真実の解明のために私はどのような行動、手段を取ったら良いのか。もしかして残された途は、実施機関を相手として法的手段を取るしかないのか。

他に真実解明、解決の手段があったら是非ご教示頂きたく、何卒宜しくお取り計らいのことお願い申し上げます。

### 第3 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求に係る処分について

- (1) 審査請求人は、平成17年1月4日に千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、件名「平成14年4月6日、印西警察署管内で発生した変死事案のわかる文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたものである。
- (2) 本件処分において特定された行政文書（以下「本件行政文書」という。）を開示することによって、条例第8条第2号、第4号及び第6号の規定により、保護しようとする利益が損なわれるおそれがあると判断し、平成17年1月31日付けで、本件行政文書の部分開示を決定したものである。
- (3) これに対し、審査請求人は平成17年3月12日付けで、本件処分の取消しを求めたものである。

#### 2 警察における死体の取扱い及び作成文書

- (1) 警察で取り扱う死体を大別すると、病死・老衰死等医師が死亡診断書を作成する自然死体と不自然死体があり、後者は、死因に応じてさらに3つに分類される。

##### ア 犯罪死体

殺人、他過失等その死亡原因が犯罪に起因すると明らかに認められる不自然死体をいう。

死体については、刑事訴訟法に基づいて検証又は実況見分を実施し、その結果から、検証調書又は実況見分調書、検視業務等従事状況表、死体及び所持金品引取書を作成する。

##### イ 変死体

死亡原因が自然死か犯罪に起因するかどうか疑いがある不自然死体をいう。死体については、刑事訴訟法及び検視規則に基づいて、検察官の代行検視を実施し、死体発見報告書、検視調書、検視業務等従事状況表、死体及び所持金品引取書を作成する。

##### ウ 非犯罪死体

自殺、災害死、病死（医師が24時間以内に診察していない場合の病死）、自過失等、その死亡が犯罪に起因しないと明らかに認められる

不自然死体のことをいう。

死体については、死体取扱規則による手続に基づいて、死体見分を実施し、死体発見報告書、死体見分調書、検視業務等従事状況表、死体及び所持金品引取書を作成する。

(2) 作成書類の送付、保管場所

ア 検証調書及び実況見分調書は、捜査終了後、他の捜査書類等とともに検察庁へ事件送致される。

イ 検視調書は、関係する写真等とともに検察庁に送付される。

ウ 死体発見報告書、死体見分調書、検視業務等従事状況表、死体及び所持金品引取書は取扱警察署に保管される。

3 本件行政文書について

請求に係る本件行政文書は、変死事案に係る文書3件である。

この3件の文書の構成は、「死体発見報告書」、「検視業務等従事状況表」、「死体見分調書」及び「死体及び所持金品引取書」からなっており、個人の住所、氏名、年齢等特定の個人の識別情報、死体の状況、死因及び死者の財産等の個人の名誉に関する情報、警察の行う捜査手法等の犯罪予防情報などの、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす情報が記載されている。

(1) 死体発見報告書

ア 死体発見報告書は、発見された死体の身上関係、死体の状況及び死因究明のための捜査結果等を記載した文書で、甲号及び乙号の2種類に分類され、生前の既往症、自筆の遺書又は信頼できる目撃者がある等死因等が明白な場合は乙号、その他の場合は甲号を作成することになっている。

イ 記載内容は次のとおりで、乙号の場合、一部省略されている。

(ア) 死体の氏名、年齢、住居、参考事項、検案医師名、取扱警察官、発見の時間、発見の場所、発見の状況、死亡推定時間、死因、現場の状況等特定個人の情報、或いは、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することとなる情報が記載されている。

(イ) 甲号の参考事項欄等には、地方公共団体職員、医師及びその他の協力者等からの事情聴取結果など、死因やその犯罪性の判断のための捜査手法等犯罪の予防等公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす情報（以下「犯罪の予防等情報」という。）や、それら事情聴取結果から捜査方針が樹立されるなど、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（以下「事務事業情報」という。）が記載されている。

(2) 検視業務等従事状況表

検視業務等に従事した警察官及びその警察官の当該検視業務等における任務等を記載した文書で、取扱警察署名、死体取扱年月日、検視等の対象である死体の氏名、性別、年齢、死体の態様、従事した警察官の階級、氏名等の個人情報が記載されている。

(3) 死体見分調書

作成日、作成者の所属、階級、氏名の個人情報が記載されている。

申告者及び死亡者の住居、氏名、年齢、死亡日時、死亡場所、死亡原因、死亡の状況、検案医師、見分の日時・場所等を記載することになっているが、死体発見報告書に記載されている場合は、判明している部分の記載を省略している。

(4) 死体及び所持金品引取書

死体及び所持金品等を遺族等へ引き渡した場合に作成する文書で、作成日、引取人の氏名、年齢、住居等、死体の氏名、年齢、住居、性別等の個人情報が記載されている。また、死体とともに引き渡した所持金品、品目の特徴等、個人情報或いは他の情報と照合することにより特定の個人を識別することとなる情報が記載されている。

4 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号（個人情報）の該当性

条例第8条第2号は、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人情報を最大限に保護するため、不開示とする個人情報の要件を定めたものである。

ア 死体の犯罪性の判断に当たっては、個人の心身状態、病歴、借財、財産、家族関係等個人の名誉や信用に関する個人情報の収集が不可欠であり、これらの情報については、事案解明のため、協力者からの情報をもとに2(1)を作成するものである。

そして、その情報を知り得た者は、その取扱いについて格別の慎重さが要求されることから、条例第8条第2号に規定されている本籍、住所、氏名、生年月日等の特定個人を識別することができる情報、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利・利益を害するおそれのある個人情報として、不開示とされるべきものである。

イ 警部補以下の警察官の氏名及び印影は「千葉県情報公開条例第8条第2号又は第3号に該当する情報について開示の特例を定める条例附則第4項の警察職員を定める規則」に該当する職員の情報である。

(2) 条例第8条第4号（犯罪予防等情報）の該当性

条例第8条第4号は、犯罪の予防、捜査等を有効かつ能率的に遂行し、

公共の安全と秩序の維持に支障が生ずることがないように、不開示とする犯罪予防等情報の要件を定めたものである。

ア 検視の目的は、自他殺の判断とその死因を究明することで、死体が犯罪に起因すると認められた場合は、すみやかに捜査を行って、事案の真相を明らかにし、犯人に対して刑罰法令を公正に適用して、警察目的を達成しようとするものである。

イ 警察では、認知時に事件性がないと判断される事案であっても犯罪性の有無を念頭に置き、様々な捜査手法を駆使して情報を収集しながら真実の究明に努めている。

本件行政文書には、警察の捜査手法やその対象、関心事項等が集約されており、その実態が露呈すれば、犯罪行為を企図している者は、各種活動を潜在化、巧妙化させるなどの対抗措置や防衛措置を講じ、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ明らかであり、条例第8条第4号の規定により不開示とされるべきである。

### (3) 条例第8条第6号（事務事業情報）の該当性

条例第8条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化して、それぞれ不開示とする情報の要件を定めたものである。

ア 当該事務又は事業の目的やその目的達成のための手法等については、開示することにより、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる場合がある。

イ 警察では、認知時から事件性がないと予想される事案であっても犯罪性の有無を念頭に置いて、各種関係機関及び関係者等からの事情聴取を行う等の捜査手法を駆使して判断資料を収集しているが、これは全て関係者等の協力によるもので、その供述内容が公表されることになれば事情聴取を拒むなど検視の目的を達成することは不可能となる。

関係者からの聴取結果を記載した部分は、開示することにより、関係者との協力関係を損なうほか、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくは発見を困難にするおそれがある。

## 第4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び諮問実施機関の説明並びに本件行政文書をもとに審査した結果、以下のとおり判断する。

- 1 本件処分について  
本件処分の内容については、前記第3、1(2)のとおりである。
- 2 本件行政文書について  
本件開示請求については、前記第3、1(1)のとおりである。  
これに対し、実施機関は請求の対象となる文書として、平成14年4月6日付けで印西警察署が作成した死体に関する3件の文書を特定して本件処分を行った。  
本件行政文書は、それぞれ「死体発見報告書」、「検視業務等従事状況表」、「死体見分調書」及び「死体及び所持金品引取書」で構成されている。
- 3 条例第8条該当性について  
実施機関は、本件行政文書に条例第8条第2号、第4号及び第6号に該当する情報が記録されているとして、部分開示決定を行っている。  
このうち第4号該当部分については、対象となる情報がまとめて不開示とされていることから、まず、この部分を検討し、以下第2号、第6号の順に検討する。
  - (1) 条例第4号該当性について
    - ア 本号該当性の判断について  
本号の対象となる情報は、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。よって、本号では開示することにより支障を及ぼすおそれについて、「実施機関が認めることにつき相当の理由」がある場合には不開示となる旨が規定されている。  
なお、このような実施機関の第一次的判断は、合理性を持つものとして許容される限度内のものでなければならず、当審査会においてもこれらの点を考慮して判断する必要がある。
    - イ 不開示とされた情報  
本件行政文書のうち、諮問実施機関が本号に該当する情報が記録されていると説明する文書は「死体発見報告書」である。当審査会が見分したところ、当該文書のうち、諮問実施機関が本号に該当すると説明する情報は次のとおりである。
      - (ア) 発見者氏名・発見の状況・死体の状況・現場の状況・現場到着の状況等  
これらの情報は、死体の身体的な特徴や発見現場等の状況について、実施機関が直接調査した内容、または関係者から事情聴取により調査した内容を記録したものである。
      - (イ) 参考事項等

これらの情報は、死者の生前の生活状態、家族構成、周辺環境等について、実施機関が直接調査した内容、または関係者から事情聴取により調査した内容を記録したものである。

(ウ) 結果・死亡の原因が犯罪に起因しないと判断した理由等

これらの情報は、実施機関が発見死体の死亡原因を調べるために行った調査の結果及び判断の内容を記録したものである。

ウ 不開示とされた情報の本号該当性

「死体発見報告書」は、警察官から死体発見の報告を受けた警察署長が、当該死体発見に関する内容を、警察本部長へ報告するために作成する文書である。

当該文書には、発見場所の状況、死体の状況、現場の状況、死者の生前の生活状態、死者を取り巻く環境、所持品等の情報が記録されている。これらの記載項目から勘案すると、当該文書は単に医学的な意味での死因の特定というだけではなく、その死因が犯罪によるものかどうかを判断する目的で作成されたものと認めるのが相当である。

よって、前記第3、3(1)で、当該文書は実施機関の捜査結果等が記載された文書であるとする諮問実施機関の説明には合理性がある。

そして、前記イの情報は、一般人では知り得ない死者の身体的な特徴や生前の行動、実施機関の調査内容や死因に関する判断の結果、協力者に関する情報などを、具体的かつ詳細に記録したものであり、当該文書の性質から、これらは実施機関の捜査手法や捜査対象、関心事項等を示すものと認められる。

よって、このような情報が開示されると、犯罪行為を実施又は企図する者が対抗措置や防衛措置を講ずることが予想されるとする諮問実施機関の説明は、合理的なものとして是認することができる。

これらのことは、対象者の死が犯罪に起因しないとされた場合においても、実施機関は犯罪の可能性を念頭に置き、死因の究明等を行った上で当該文書を作成することから、犯罪行為を実施又は企図する者にとっては同じ意味を持つものであり、不開示情報の該当性は死因等の判断の結果にかかわらず認められるものである。

以上のとおり、これらの情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査の維持等に支障を及ぼすとの実施機関の第一次的判断は、合理性を持つものとして許容される限度内のものであり、当該情報は本号に該当する。

(2) 第2号該当性について

諮問実施機関が本号に該当すると判断した情報のうち、前記(1)で第



4号に該当すると判断した部分を除いた部分につき、以下、個別に検討する。

ア 氏名・住所・本籍・生年月日・職業・続柄・電話番号・年齢・性別  
氏名、住所、本籍、生年月日、職業、死者との続柄及び電話番号は、個人に関する情報であって特定の個人が識別されるものであり、本号に該当する。年齢は、事件発生時点と生年月日に密接な関係がある情報であり、他の情報と結びつけることにより特定の個人を識別することができる情報と認められ、本号に該当する。

しかし、性別については、他の情報と照合することによっても特定の個人が識別されるものとは認められないので、本号には該当しない。

イ 決裁欄・本部一報・現場到着の状況・検視官等氏名・受話者・刑事課員・他係員・作成者など警部補以下の警察職員の氏名等

警部補以下の警察職員の氏名及び当該職員の印鑑の印影は、本件処分時に適用されていた「千葉県情報公開条例第8条第2号又は第3号に該当する情報について開示の特例を定める条例附則第4項の警察職員を定める規則」で定める者に関する情報であり、これらは「千葉県情報公開条例第8条第2号又は第3号に該当する情報について開示の特例を定める条例」の適用を受けないため、本号に該当する。

なお、これらの情報とともに、当該職員の職名を併せて不開示としている箇所が見受けられたが、職名は本号ただし書ハに該当する情報であり、開示すべきである。

ウ 時間（発見・本部一報・死亡推定・検視等）

これらの情報は、文書を作成した警察署の名称及び事件発生年月日とともに記録されているものである。通常、死者となった者が倒れた現場等には警察車両や救急車が行くことで周囲の注目が集まることが考えられ、これらの情報が開示されると、文書を作成した警察署の名称、発生年月日及び変死の事実等の情報と照らし合わせることで、不特定多数の者が、特定の個人を識別できることになるものと考えられる。

よって、当該情報は、開示することによって、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるものと認められ、本号に該当する。

エ 死因・死体の区分についての意見・死体の態様

これらの情報は、発見死体の死因や死体の状態などを記録したものである。

このうち、対象者の死因を記録した部分は、病歴等の健康状態に結びつくものとして、個人の生命・健康等に関わる機微な情報であり、

個人の権利利益を害するおそれがある情報であって、本号に該当する。

しかし、死体の態様を記録した部分は、単なる記号による表記に過ぎず、他の情報と照合することを考慮したとしても、通常人がこの程度の情報から、特定の個人を識別できることになると認めることはできず、また、個人の機微で私的な情報として、個人の権利利益を害するおそれも認められないことから、本号には該当しない。

#### オ 所持金品目録

これらの情報は、死者の所持金品等の財産に関するものであり、諮問実施機関が、他の情報と照合することにより特定の個人が識別されるとしているものである。

しかし、当審査会が内容を確認したところ、諮問実施機関が本号に該当するとしたこれらの部分には、詳細な情報は記録されておらず、この内容を開示することによって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるものとは認められず、当該情報は本号に該当しない。

なお、これらの情報のうち、死者の所持金品を引き取った者の印鑑の印影等については、引取者個人を識別することができる情報であり、当該部分のみ本号に該当する。

#### カ 代行検視・報道発表の有無

代行検視の有無は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条第2項による代行検視の有無について記載するものであり、諮問実施機関は、この情報が開示されると他の情報と照合することにより死者が識別されるとしている。

しかし、仮にその可能性があるとしても、それは当該事件を担当した警察職員など、守秘義務のある極めて限定された範囲の者のみに考えられる可能性であり、このことをもって当該情報を本号該当の情報と認めることはできない。

また、「報道発表の有無」については、報道発表の事実の有無のみを記載するものであり、これだけで諮問実施機関が説明するような、他の情報と照合することにより死者が識別されるものと認めることはできず、当該情報は本号に該当しない。

なお、これらの実施日時については、発見日等が開示されていることから、月日は本号に該当しないが、時間は前記ウと同様の理由により本号に該当する。

#### キ 発見場所・地図・図面

これらの情報は、死体の発見場所及び死者となった者が倒れた現場

周辺の状況に関するものであり、前記ウと同様の理由により、開示することによって、他の情報と照合することにより不特定多数の者が特定の個人を識別できることになるものと考えられる。

よって、これらの情報は特定の個人を識別することができるものであり、本号に該当する。

### (3) 第6号該当性について

本件行政文書のうち、諮問実施機関が本号に該当すると説明する情報は、前記(1)で第4号に該当すると判断した部分にすべて含まれるため、当該情報の本号該当性について当審査会は判断しない。

本件処分において、諮問実施機関が不開示と説明する情報に関する条例第8条該当性の判断は以上のとおりである。なお、上記判断と本件行政文書中の個別の不開示情報との対応関係は、別表のとおりである。

## 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件行政文書に記録された死者の親であり、真実解明の手段として本件開示請求を行った旨主張する。

条例で定める開示請求権は、第5条に規定された者に対して等しく認められた権利であり、開示請求者の個別的な事情によって、行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものではない。

よって、この主張は前記の結論に影響を与えるものではない。

なお、審査請求人が真実の解明を行いたいと主張する点については、県の保有する情報の一層の公開を促進し、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民の県政に対する理解と信頼を深めるといふ条例の目的を踏まえ、当審査会としては実施機関に対し、遺族に対する情報提供のあり方について検討されるなど、審査請求人の利益に資するための努力をされるよう、期待するものである。

## 5 結論

実施機関は本件処分において不開示とした情報のうち、別表に記載する部分を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 5. 25	諮問書の受理
17. 7. 11	諮問実施機関の理由説明書の受理
17. 7. 21	審査請求人の意見書受理
17. 11. 24	審議
17. 12. 22	審議（諮問実施機関から不開示理由の聴取）
18. 1. 30	審議
18. 2. 20	審議（審査請求人の意見陳述）
18. 3. 15	審査請求人の陳述書受理
18. 3. 17	審議

（参考）

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科長	
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

（五十音順：平成18年3月17日現在）